# 時事新報

第千三百五十二號
明治十九年八月十二日　木曜日
舊丙戌七月十三日（甲辰）
日出午前五時十七分　日入午後六時五十二分
月出午後五時零八分　月入午前二時四十八分
滿潮午前三時四十四分　午後四時十四分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

●東京●横濱、横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、箱根七湯、韮山、修善寺、三島、沼津、原、吉原、興津、清水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大坂、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、笠岡、尾ノ道、福山、廣島、徳島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ巻、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、關宿●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川

其他同地近傍配達便宜ノ箇所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

| 一行廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢 | 六錢八厘 |
| 自十一行至三十行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |

## 時事新報

### 演劇改良（一昨日の續き）

今の日本の戲作者とて狂言の趣向を案ずるものは固より淺薄無識にして日進文明の考あく滿腦の想像蓄は其模範を封建時代に取るが故に勸善懲惡の旨趣皆な儒教主義より來り文明の世態人情に適せざるもの多し特に昔時封建の時代ふは演劇俳優の位地甚だ低く之を見物するものは專ぱら下流の人なりしより戲作者も亦其情に訴ふると目的としたるあらんと雖とも觀客の思想進歩して昔時れ簡單遲鈍なるの比に非ざる今日、尙其舊筆法と守り悲歡哀樂その極端と示えて頴敏なる感覺を痛刺そるあり、妄誕怪異馬鹿らしきまでに世の虛傳と誇張そるあり、或は肉體淫褻の醜と現はし或は人情外の慘刻を示して容易に血を流し人を殺すあり、其趣向の野卑殺伐あるが爲先に今の優美なる人情よ對えては兎角濃厚高尙の趣を欠きくと慰むる能はざるもの丶如し畢竟我國の演劇は社會に對して其位地甚だ低く俳優自身も亦自から其身を輕んまし「錦着て疊の上の乞食かる」など丶遠慢する程の始末なれば彼の戲作を事とそるものは恰かも此乞食に適するの姿にて如何程の妙案を工夫して錦心繡腸を布置するとも之れに伴ふの名譽なきが故ふ學術文章の士は其新趣向を脚本に發露するとあく脚本著作と一に無識者の手ふ歸するととな爲れり西洋諸國ふては演劇と以て貴女士君子の觀具と爲し好脚本の劇場よ上りて看客の喝采を博するときは作者の名聲も亦忽ち世よ馳そるの趣あるが故よ脚本著作は學術文章れ士が其奇想妙文を現はすの地と爲り隨て好脚本を續出そるなり特にまの脚本作者は文辭の名譽の外に其脚本の版權興行權を有し或る劇場にて其著作を演すると欠は座主とれ相談にて一時ふ相當の報酬金を得るとあり或は其興行中日々若干の謝金を受くるとあり其約束は樣々あれども有名なる作家に至れそ其版權興行權より收入する所甚ざ大なり蓋し西洋の演劇は評判次第にて同じ外題を一年乃至二年間も演え續くよあり近年英國倫敦にて好評判なりえ Confusion 即ち混雜と題する滑稽演劇は或る家の花嫁が其亭主よ告ぐずして一の狗兒を買ひ入れたるに亭主は邪推して花嫁が其婚姻前に宿したる情夫の子と産みたるあらんと思ひ違へ夫れより種々樣々の行違を生じて事の丸で混雜する有樣を仕組えたるものにえて觀客をえて能く抱腹絶倒せしめ先其興行殆んど二年間に涉りて作者は莫大の利益を得たりと云ふ然るに我國の戲作者は確實なる興行權を有せず或る劇場にて新脚本を演ずるに當り劇場より作者に報酬する金は凡そ二百圓內外あれども作者は夫れ〴〵の門弟もありて其幾分を割與せざる可らざるが故よ一興行中作者の手ふ入るものは僅々百餘圓よ過ぎず勿論此作者の間には舊來の慣例もありて師は門弟の收入上より幾分の利益と徵收する由なきども著作の報酬として其手よ入るものは實に輕少なるが如し即ち我國の脚本著作は名譽もあく報酬もなくして自然無識者の手に落ちたるあらんなれば今後好脚本を出さんとせ先づ演劇の位地を進め作者よ版權興行權を與へ學術文章の士をして名譽の爲め利益の爲先新脚本に苦心執筆せしむると最も肝要の事ならん

前記の如く脚本著作をして名譽あり又利益あらしめ學術文章の士が筆と抽て此著作よ從事するとも爲らば淫猥を去り殺伐を除き妄誕怪異を一洗して文明の人情優美高尙なる處と寫え悲歡哀樂の極端を示さずして穩よ其情の流行を現はし所謂長歌の悲は慟哭に過ぐの趣と存して程よく頴敏なる感情と動かすれ妙案もあらん西洋の演劇よは樣々の種類あれども Tragedy 即ち愁嘆式、Comedy 即ち滑稽式は其二大別あり斯くて愁嘆式には絶て滑稽の旨を交へず二式全く分立すれども日本の演劇は一幕の中よも往々此二式と混ぜるとあり或は云ふ愁嘆場の通し幕は人心を倦ましむるの恐ありと或は云ふ愁嘆中よ滑稽を交ふきば情を冷却して觀客の感動を移すれ患ありと此邊の得失と我脚本作者の今後大に研究す可き所あきども何を云ふにも脚本著作よ名譽利益の伴あはざる以上は好作者も出でず好脚本も亦出現せざるべし演劇改良家よして世よ好脚本の續々出でんとを望まば先づ其脚本著作者よ報ずる所以を思はざるべからざるなり

（未完）

## 官報

○警察令第十七號

虎列剌流行ニ付テハ祭禮ニ山車踊屋臺等ヲ昇出スヲ禁止ス

明治十九年八月十一日

警視總監三島通庸代理
警視副總監綿貫吉直
東京府知事高崎五六

### ●流行地虎列剌

| 流行地 | 月日 | 新患 | 新舊死亡 |
|---|---|---|---|
| 兵庫縣（但シ神戸區ニ新患六人新舊死亡四人） | 八月八日 | 三十七人 | 二十二人 |
| 長崎縣（内長崎區ニ新患四人） | 同 | 二十二人 | 十八人 |
| 千葉縣 | 同 | 百十五人 | 四十五人 |
| 福井縣 | 同 | 九十二人 | 五十四人 |
| 富山縣 | 同 | 百三十四人 | 九十六人 |
| 京都府（内上下兩京區ニ新患十四人新舊死亡十二人） | 八月九日 | 十九人 | 十九人 |
| 大阪府（内四區西成郡ニ新患百二十二人新舊死亡百九十人） | 同 | 百八十二人 | 百三十二人 |
| 神奈川縣（内横濱區ニ新患五十三人新舊死亡四十七人） | 同 | 八十五人 | 七十一人 |
| 兵庫縣（内神戸區ニ新患十三人新舊死亡七人） | 同 | 五十三人 | 三十七人 |
| 三重縣 | 同 | 十六人 | 十一人 |
| 廣島縣 | 同 | 九十六人 | 五十七人 |
| 和歌山縣 | 同 | 五十二人 | 三十一人 |
| 愛媛縣 | 同 | 二十六人 | 九人 |
| 合計 |  | 新患五百二十九人 | 新舊死亡三百六十七人 |

○流行地外虎列剌　北海道函館去る四日五日及七日八日新患廿九人內十一人入港船中、新舊死亡十五人」群馬縣一昨九日新患五人內死亡一人」埼玉縣去る七日九日三十八人內死亡十七人」岐阜縣去る九日十日新患一人、新舊死亡三人」長野縣去る七日九日新患五十七人、新舊死亡二十四人」三重縣一昨九日新患一人死亡一人」愛知縣去る六日七日新患十七人死亡十一人」栃木縣去る八日新患十五人」山梨縣去る八日九日新患四十一人、新舊死亡二十三人」秋田縣去る八日新患六十一人、新舊死亡二十八人」青森縣去る五日より八日迄新患十七人、新舊死亡十八人」大分縣去月廿七日及去月卅一日より本月四日迄新患百二人、新舊死亡三十一人、福岡縣去月二十五日より三十一日迄新患五十九人、死亡三十三人」島根縣一昨九日新患十四人新舊死亡十八人」德島縣去る八日新患十八人死亡四人」熊本縣去月廿九日卅日及本月一日新患十五人、新舊死亡四人なり（以上本年八月十一日官報）

## 雜報

○大坂通信（八月六日發）現行の酒造税則に從へば自家の飲料よ供そる一石未滿の酒を釀造そるふは無税よて唯鑑札料として金八十錢を納むるのみなれども酒造營業家よては一石ふ付四圓の税金を上納するとあれば隨て酒の原價を引上げざると得ず是等の影響にや近來自家に於て釀造する者漸に增加え現今全國の自造高れ百萬石に下らざる可しと云ふ是等れ爲めか兵庫縣下灘地方及び大坂府下の酒造家の釀造高は近來大に減少えふり固より此減少は重に不景氣より來りしものあるべけれども自家釀造の增加も亦其一大原因あるべしと云ふ斯ゝる次第あれば酒造家は重税を納めながら釀造高の減ずるより益困難よ陷り又政府よ收入する酒税金も大に減ず可え依て自家釀造者にも營業者と同額の税金を賦課そるか或は鑑札料一個年八十錢の處を二十圓となして四期よ取立られんとて兵庫縣及び大坂府下の酒造家に於て目下協議中なるよし

○大坂府下にては昨今金貨非常に騰貴し百圓に付百三十圓の取引あるが先月上旬よ比そきば殆ど八九圓方の騰貴なり是は近頃外國人が頻りよ金貨を買入るゝ爲めありと云ふ○大坂商船會社にては昨五日株主の總會を開え本年度上半期間の實際報告を爲したる由同會社の株券は漸く下落して目下一株二十四五圓（五十圓株）の實地賣買なるが之を回復するにえ世人の信用を厚うするより他よ良策あければ今より積立金を爲して同會社の基礎を固くそ可しとの意見を提出したる者ある由にて其成敗れ未だ判然せざきども多分贊成者多かる可しと云ふ○昨五日電報せし如く佐野商務局次長は本日午前八時大坂商法會議所ふ於て淸國貿易を營業とする府下の商人百餘名を集めて是迄の淸國貿易の景況及び將來同國との貿易を一層盛大あらしむる方法等と諮問し又貿易上よ關する演說と爲したるよし

○ハーチントン卿の意見書（前々號の續）

政府は嚮きふ其議案中に於て愛蘭の地主を保護するの緊要なる旨を言明せしにグラッドストン君は一言も之よ論及せず又君は嚮きよアルスターの事は須らく熟慮を要そべしと明言しあがら之を保護するの手段を施さゞるのみあらずるの意見書中會て一語の少數あるプロテスタン宗徒を水火の中より救ふの策に及はざるれ何ぞや故に余れ止むと得ず政府れ提出したる方案は保護を要する人民よ向て適當ある保護を與へざるものなりと明言せんとするあり此の如き方案れ我帝國の政府及我帝國の國會をして適當に施行

そべき權力と出
蓋し政府の反對
方案は固より實
蘭に對して明
る取るべきも
に困難の問題
題の細條目ふ不
むものにあら
人民の採用せ
明となすべきは
考するあり我
體と代表すべ
ず一局一部よ
代表せしめ又
理するの權を有
會に對して責任
と以て肝要あ
にある處置は以
らざるべしと
愛蘭の愛國黨の
ものより一分に
なすも固より
は今此の如き無
り然れども我會
も英愛兩國の
肯んせざれども
に讓與するも妨
等が之を以て
方案に代らん
て人の排斥そ
署とあそもれあ
も依頼せざるべ
段は動もすれば
申出したる處置
ふ事を得べから
あの手段によら
に服從せしむる
惡鎮壓條例の如
れども愛蘭國民
あそ尤も適當の
女皇陛下れ領地
る以上の法律は
各派の熱心に希
同等一樣よろの
余れ故よ帝國の
せざるの理ある
君は意見書の終
そべきかれ疑問
ある愛蘭の議員
議員亦少しとせ
る能とずと云は
論商議の域と去
雖ども愛蘭の議
し同玄地位に立
ありて正々堂々
本分と云ふべけ
の例規を破らん
憲法ふ對して反
ふあの內に起る
當時國の爲よ外
は終りに臨で諸
張するよ當り自
受けん事を恐る
し遂次よも是よ
衆王國の自由と
るものなり諸君

Everything new
Fools and the pe
新らしきものは皆
The great Carlyle has
was an eye that could
馬鹿と剛情者が代
ients of that gift I
important gift is the co